

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 30 日現在

機関番号：33905  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2009～2011  
 課題番号：21520454  
 研究課題名（和文） 要通訳裁判員裁判における重要法廷用語・表現の日本語－英語間等価訳出表現の研究  
 研究課題名（英文） Research on equivalent English translations of important terms and expressions used in interpreter-mediated lay judge trials in Japan  
 研究代表者  
 水野 真木子（MIZUNO MAKIKO）  
 金城学院大学・文学部・教授  
 研究者番号：90388687

研究成果の概要（和文）：要通訳裁判員裁判が公正に行われるためには、原発言と通訳プロダクトの等価性の担保が重要になる。本研究では、通訳人付きの模擬法廷を通して、日本の法廷で使用される多くの重要な用語や表現について訳出上の問題点を明らかにし、それらの表現に対する最も適切な英語訳について、日本と英語圏の法律に詳しい専門家や英語母語話者と検討を重ね、解説付きの対訳集にまとめた。アンケートによる対訳集へのユーザー評価も行った。

研究成果の概要（英文）：For interpreter-mediated lay judge trials to be fair, equivalence between the original speech and its translation should be guaranteed. In this research, we conducted mock trials with professional interpreters using scenarios that involved the use of difficult-to-translate Japanese expressions. On the basis of an analysis of the data obtained from these trials and of discussions with native speakers of English and lawyers familiar with both Japanese and Anglo-American laws, we determined the most appropriate English translations for the expressions and compiled two volumes of glossaries. We also conducted a questionnaire survey to obtain feedback from users of the glossaries.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
2010年度	600,000円	180,000円	780,000円
2011年度	1,200,000円	360,000円	1,560,000円
年度			
年度			
総計	2,700,000円	810,000円	3,510,000円

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・言語学

キーワード：法廷通訳・模擬法廷・訳語表現・対訳集

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 社会的背景

2009年5月から裁判員裁判が始まった。一般市民が参加するということが、従来のように、法律家が文書を読んで事実の有無と量刑について判断する「調書」裁判は消え、代わりに、法廷での証言や説明、つまり音声ないし対話としての言語自体を材料にし

て、裁判員は有罪・無罪を判断し、量刑を決める。これまで、司法の現場で用いられる言語は、法律関係者のみによる使用を想定した排他的言語体系として、一般の言語使用とは完全に乖離していたが、裁判員制度の導入により、一般人が参与する状況で、コミュニケーションが適正で正確に行われ、かつ迅速に裁判が実施される条件を整備す

ることが必要であることは、法曹関係者の間で充分認識されてきている。さらに、その裁判員裁判の場に、外国人被告人が登場する場合、法律家の専門的表現と市民との対話というコミュニケーションの困難性に加え、異言語と異文化をもつ被告人や証人とのコミュニケーションという、別の困難性も生じてくることは自明である。

こうしたコミュニケーションの二重の困難性という状況を鑑みると、争う事件を扱う裁判員裁判の場では通訳の誤りによって誤判に至る危険も存在する。(例えば、英語の‘hit’という表現は、「叩いた」「殴った」「殴打した」と、いくつも訳語が可能であるが、それぞれの表現の持つニュアンスによって、裁判員の印象が変わるし、判決に影響する可能性もある。また、日本語独特の表現を外国人である被告人に、そのニュアンスまで正確に伝えることができなければ、被告人はそれを正しく理解できず、防御権を十分行使できない恐れもある。)公平で公正な司法という観点からも、原発言と「等価な」表現に焦点を当てた研究は重要であると思われる。

## (2) 学術的背景

この分野の学術的背景としては、海外の研究者たちによる法言語学関連の研究の一分野として、法廷での原発言と通訳プロダクトとの間の「等価性」に関する研究が行われている。わが国では、模擬通訳人と模擬裁判員を使つての模擬法廷を中心とする言語分析の研究が行われている。ただし、海外での研究は日本語を対象としているわけではないし、日本での研究も、言葉の意味や法的意図の分析にとどまっておろ、日本語を軸としての対訳そのものにまで踏み込んだ研究には至っていないのが現状である。

## 2. 研究の目的

本研究は、裁判員裁判で使用されるであろう様々な重要表現やキーワードについて、法律家が意図する意味と一般人が理解する意味とのギャップ、英語通訳を想定した場合の、法文化の違いによる意味理解のギャップについて分析し、通訳上問題の多い表現を抽出し、正しい理解を実現するための訳出表現のデータベース化を視野に入れた対訳集を作

成することを目的とする。特に、法廷で使用される法律専門用語と、擬声語、擬態語、慣用的表現などを含めた独特のニュアンスを持つ日本語表現に焦点を当て、それらに対する最適の英語表現を、解説とともに提供することを、主な内容とする。

## 3. 研究の方法

### (1) パイロット・スタディ

最高裁作成の裁判員制度のプロモーション・ビデオ『評議』のシナリオの一部を使用し、日本人のプロ通訳者4名を入れて模擬法廷を行い、それを録音し、音声起こしをした。そして、シナリオ中の通訳が難しいと思われる日本語表現に対する通訳プロダクトについて分析し、通訳者の訳出のパターンや特徴を割り出した。また、通訳者の語彙選択について焦点を当て、コーパス言語学の技法を用いて、その妥当性についても検討した。さらに、英語のネイティブ・スピーカー3名と、上記の日本語表現について、その使用された文脈を考慮しながら、何がネイティブの語感として最適な英語表現であるかを議論した。それと比較しながら、通訳者たちの訳出について、日本語—英語間の等価性がどの程度実現しているのか、どのような問題点があるのか分析した。

### (2) 対訳集作成

「法律用語編」と「一般用語編」に分けて、それぞれ以下のプロセスを経て作成した。

#### ① 法律用語編

##### 用語・表現の選択

実際の裁判の記録やこれまで行ってきた模擬裁判、法廷通訳ハンドブック(法曹界)、その他の書籍などから、法廷での出現頻度の高い、あるいは通訳人にとって理解しづらいと思われる用語・表現を中心に選択した。

##### 訳語候補の選択

法令翻訳データベース、各種法律英語辞典、英米法辞典、一般辞書類を参考にしながら、選択した用語・表現に適切な訳語の候補をいくつか選んだ。

##### 対訳集作成

日米の法律に詳しく、法廷通訳経験も豊富な関沢紘一氏(在日米軍法律顧問)と2度検討会を行い、それぞれの用語・表現について、

②で選んだ複数の訳語候補を参考にしながら、最も適切な英訳を決め、解説も付ける作業を行った。その間、日本人およびアメリカ人の法律家たちの意見も聴取し、参考にした。

## ② 一般用語編

### 用語・表現の選択とシナリオ作成

シナリオは、最高裁作成のプロモーション・ビデオ『評議』、『司法通訳』（渡辺修他 2004）の中のシナリオ、実際の裁判員裁判（千葉地裁 覚せい剤事件 2009年11月）での記録をアレンジして作成したものと、まったくの創作がある。擬声語・擬態語、感情表現、慣用表現などで通訳が難しいと考えられる表現を多く選択しておき、それらシナリオにそのような用語・表現をなるべく多く盛り込むようにした。実際の法廷でのやり取りに比べるとやや不自然な部分もあるが、目的は法廷でのやり取りの流れを分析することではなく、言葉や表現の1つ1つに対する訳出を検討することなので、問題ないと判断した。

### 模擬法廷

上記のシナリオを使って2011年2月と6月に模擬法廷を行い、それぞれ、正式の通訳訓練を受け、10年以上のキャリアを持つプロの通訳者3名に実際に訳してもらい、それを録音したものを文字起こす作業をした。

### 対訳集作成

模擬法廷での通訳者たちの訳出を参考に、どのような表現がどう難しいのかを分析しつつ、様々な辞書なども参考にしながら、選択した用語や表現に対し、最も適切と考えられる訳語を決定した。適宜、解説および通訳例も入れて対訳集を作成した。

### 英語表現の確認

英語と日本語の両言語についてネイティブ・スピーカーであり、長年司法通訳の仕事に携わっているアンドリュー・右田・ミーハン氏（株式会社ミーハングループ 代表取締役）に依頼し、対訳集の訳出表現について、ネイティブ・スピーカーとしての語感に照らし、その妥当性を検討してもらい、より自然な英訳になるようにした。

## (3) アンケート調査

対訳集は「法律用語編」「一般用語編」をそれぞれ100部ずつ印刷製本した。これを通訳者（司法通訳経験の有無を問わない）、法

律実務家、研究者、学生などで法廷通訳に関心のある人々に対し、事前にアンケート調査に協力するという約束を取り付けた上で、2冊セットで郵送した。対象者には日本在住者のみならず、海外在住の通訳者たちも含まれている。

## 4. 研究成果

### (1) パイロット・スタディ

パイロット・スタディでは、日本語の擬態語、感情表現、特殊な動詞表現という3つの項目について、日本人通訳者と英語ネイティブ・スピーカーとの間の英語表現の「ズレ」について分析した。その結果、取り上げたすべての表現において、何らかの形での「ズレ」が存在することが確認された。もちろん、個人差の問題もあるが、それぞれのグループに、訳出表現上、一定の傾向が見られ、グループ間の「ズレ」と認識できるものが多かった。

擬態語、感情表現などは、日本人通訳者と英語ネイティブ・スピーカーの間に多少の傾向の差は見られるが、解釈の幅が大きいので感覚の違いが表現の差を生んだと思われるものも多く、それぞれのグループ内での個人差も大きかった。ただし、擬態語に関しては、擬態語から想起される状況に対してどのような説明を与えるかという点がポイントになっており、やはり自分の母語を使ったネイティブ・スピーカーのほうが、的確な表現を生み出すことができた。逆に、日常生活において理屈ではなく感覚で擬態語を使っている日本人通訳者にとっては、一度論理的に捉え直さないと、それに当たる英語の動詞や形容詞を選び取ることができないという意味で、擬態語は、英語に訳出する上での大きな壁となっていることが分かった。

また、日本語特有の表現（「情にほだされる」など）は、英語ネイティブ・スピーカーにとってはその感覚を捉える事自体が難しいようで、その表現は非常に直接的かつ具体的にすぎず、元の表現のニュアンスは完全に失われていた。しかし、日本人通訳者も、その表現に特有のニュアンスを感覚的に理解することはできても、英語に置き換えるためには何らかの具体化が必要になり、結果として、その表現の全体像ではなく、一部の要素しか反映されない訳出になっていた。このような特殊な日本語表現は、日本人通訳者と

英語ネイティブ・スピーカーの間の「ズレ」を考える以前に、そもそも英語という言葉に等価物を見出すこと自体が難しい非常に「日本的なるもの」であることが確認できた。

これまで、言語間の等価性が保持された正確な通訳を実現する必要性は認識されていたが、今回の研究によって、能力の高い通訳者にとっても実際にそれは容易ではないことが明らかになるとともに、どのようなタイプの表現にどのようなギャップが生じるのかということが具体的に示され、今後取り組むべきポイントが明確になった。

### (2) 対訳集作成

前述したような方法で、法廷で頻繁に使用される日本語の用語や表現の対訳集2種を作成した。

#### ① 「法律用語編」

法律専門用語、法廷表現 333 個に対する対訳を 61 ページの冊子にまとめた。意味や用法が自明のもの以外には解説を付し、適宜、類似表現と参考になる表現も加えた。

#### ② 「一般用語編」

法廷で使用される通訳が困難だと思われる用語や表現 301 個に対する対訳と、それらを盛り込んだシナリオを、109 ページの冊子にまとめた。用語・表現は、「擬声語・擬態語」「慣用表現」「様子・心情」「動作」「せりふ」の項目に分け、必要に応じて解説を付した。ほとんどの用語・表現に通訳例を載せた。

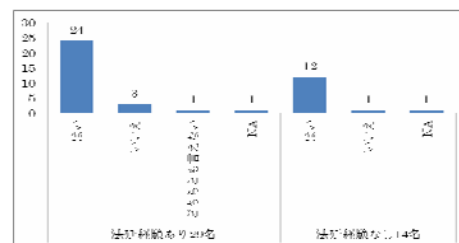
### (3) アンケート調査

対訳集についてのユーザー評価を得るべく、前述したようにアンケート調査を行った。80 名に冊子を送付し、60 名から回答を得た。以下、結果の要点を述べる。

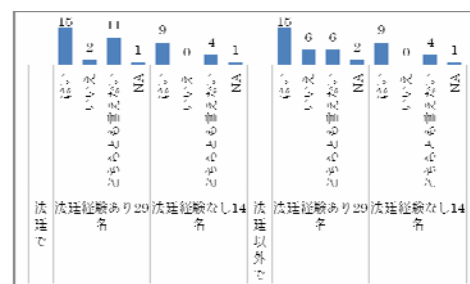
対訳集の用語や表現の選択が概ね適切であったということは、使用頻度についての質問への回答から、統計的にも自由記述の分析からも明らかになった。「法律用語編で取り上げた用語・表現は、実際の法廷で使用頻度が高いと感じるか」という設問に対する通訳者たちからの回答は(図1)で示す。次に、「対訳集・一般用語編で取り上げた用語・表現は、使用頻度が高いと感じるか」への回答を「実際の法廷で」と「法廷以外の通訳現場で」に分けたものを(図2)に示す。この結果が示すのは、法廷通訳の経験のある通訳者

も経験のない通訳者も、この対訳集で扱われている法律用語は頻繁に使用されていること、一般用語については、通訳現場で使用される頻度が高いことを認識しつつも、語や表現によってはケースバイケースとみていることである。また、「対訳集の一般用語編で取り上げた用語で、通訳付きの法廷でも実際に頻繁に使用しているものがあるか(1)」と「対訳集で取り上げた用語で、実際に通訳人にとって訳すのが難しいであろうと想像されるものはあるか(2)」という質問への法律実務家からの回答は、まとめて(図3)で示す。法律家たちはこれらの用語を頻繁に使用していること、そして、通訳者にとって訳すのが難しいと認識していることがわかる。

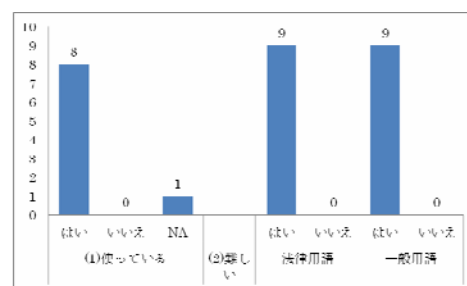
(図1)



(図2)

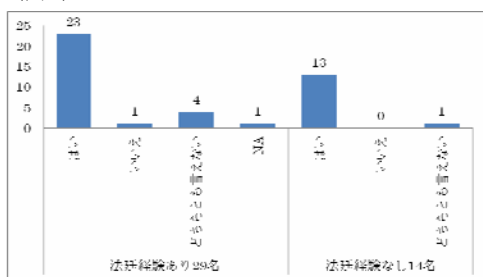


(図3)



対訳集が実際の法廷通訳にとって役立つかどうかについても、大多数が「役立つ」と回答した。(図4)は通訳者からの回答を示している。法律実務家については、回答者全員が「役立つ」と答えた。

(図 4)



対訳集が役に立つと答えた回答者が挙げた「役立つ理由」は、大まかに以下の内容に集約される。

- ① 通訳の正確性に寄与する
- ② 通訳の準備に役立つ
- ③ 通訳者のスキルアップにつながる
- ④ 定訳ができれば通訳がやりやすくなる

これを通訳者（法廷通訳経験有り）、通訳者（法廷通訳経験無し）、法律家、その他と分けて、該当する回答の数を表にすると以下のようになる。

	通訳者 (有)	通訳者 (無)	法律実 務家	その 他
正確性	5	2	4	3
準備	2	2	0	0
スキルア ップ	5	3	0	5
定訳	2	2	1	1

通訳者は法廷経験の有無を問わず、「通訳の準備」、「スキルアップ」など、通訳業務に直結させてのコメントが多かったのに対し、法律家の関心は通訳の正確性に集中していた。また、「その他」のカテゴリーには学生が多く含まれることから、学習者としての立場から「スキルアップ」という回答が目立った。

解説や訳例が豊富な対訳集はこれまでになく、とても役に立つという積極的な評価が全体として非常に多かった。法律用語編については日本と英語圏の法律を比較しての解説がある点が、そして一般用語編については日常的に使われるが訳しにくい表現について場面に応じて複数の訳出例を挙げたことが高く評価された。法廷通訳を効率的かつ効果的に行うための教材として役に立つ対訳集を作成したいという当初の目的は達せられたと考える。

一方、さらなる改良を求めるコメントも多

かった。それによって、仮にこのような対訳集を市販する場合には、使い勝手についても検討が必要であるし、用語・表現をさらに充実させる必要もあることがわかった。また、用語・表現のみならず、手続全体の流れを外国語で説明したものを求める意見や、シナリオすべての訳例があれば大学の授業や研修会などで教材として利用しやすいとする意見もあった。やはり教材という観点からは、そのような必要性が生まれて当然である。

今後の課題としては、対訳集の電子データベース化である。電子データベース化により、内容がいつでも更新できるようになるとともに、ユーザーにとっても、より利用しやすいものになるであろう。

#### (4) 研究の国際化

これまでの研究成果の海外への発信とさらなる発展のために、英語－日本語の要通訳裁判の多いハワイ州を2012年3月19日～3月26日の日程で訪れた。ハワイ州最高裁判所を訪問して法廷通訳研修プログラムについての情報を得るとともに、英語－日本語間のベテラン法廷通訳人2名に対するインタビューを行った。英語－日本語間の通訳の問題点などについての意見を聞くことができ、また、本研究で作成した対訳集に関するフィードバックも得ることが出来た。

さらに、ハワイ大学の Center for Interpretation and Translation（通訳翻訳学センター）を訪れ、Susan Zeng 教授を中心とするスタッフ数名と会合を行った。ここで、これまでの研究で得られた成果を紹介するとともに、法廷通訳研究における将来の協力関係について議論した。具体的には、2014年に「環太平洋司法通訳国際会議」を共同で開催することを決めた。その趣旨は以下である。

- ① 環太平洋地域（ハワイ、日本、韓国、オーストラリアなどの国や地域）の司法通訳に関する情報と最新の研究成果を交換する。
- ② 研究成果を通して、通訳教育者には司法通訳人の訓練方法についての示唆を与え、法律実務家には通訳人とともに効果的に仕事をするためのヒントを与える。

このような形で研究成果を国際的に発信することで、司法通訳の正確性の担保のため

に言語学の研究者が貢献できるという認識が広がり、今後の研究の発展につながるものが期待できる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 中村幸子、A Study of Lexicalisation and Re-lexicalisation in an interpreter-mediated courtroom discourse: Corpus-based approach、愛知学院大学人間文化研究所『人間文化』、査読無、第 25 号、2010、163-174
- ② 水野真木子、法廷証言における日本語独特の表現とその英訳の等価性の問題——日本人通訳者の訳出表現と英語ネイティブ・スピーカーの表現の比較を中心に——、日本通訳翻訳学会誌『通訳翻訳研究』、査読有、第 10 号、2010、177-192
- ③ 中村幸子、水野真木子、第 2 回模擬法廷の言語分析：法廷における語彙選択に関する言語学的問題と法的意味、日本通訳翻訳学会誌『通訳翻訳研究』、査読有、第 9 号、2009、33-54

[学会発表] (計 6 件)

- ① Sachiko Nakamura, Interpreters' Lexical Choice, Equivalence, and Creativity in Translating Onomatopoeic and Mimetic Japanese Expressions, International Conference on Translation and Cross-Cultural Communication. December 1-2, 2011, University of Queensland
- ② 水野真木子、法廷証言における日本語独特の表現とその英訳の等価性の問題、日本コミュニケーション学会関西支部 2010 年度支部大会、2010 年 11 月 7 日、大阪大学中之島センター
- ③ Makiko Mizuno, Rika Yoshida, Sachiko Nakamura, Kiyoshi Kawahara. Panel: New Trends in Systems and Research of Court Interpreting in Japan. Critical Link 6 Conference, July 29, 2010. Aston University
- ④ 水野真木子・中村幸子、法廷通訳のデリバリーが裁判員の心証形成に与える影響について、日本通訳翻訳学会関西支部例会、2010 年 3 月 27 日、西宮市大学交流

センター

- ⑤ Sachiko Nakamura, Mizuno Makiko, Mock trial and interpreters' choices of lexis----Issues involving lexicalization and relexicalization of the crime, Corpus Linguistics Conference, July 22, 2009, Liverpool University
- ⑥ 中村幸子、水野真木子、法廷における語彙選択に関する言語学的問題と法的意味、日本通訳翻訳学会コミュニティー通訳分科会・通訳教育分科会合同例会、2009 年 3 月 22 日、名古屋国際センター

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

水野 真木子 (MIZUNO MAKIKO)  
金城学院大学・文学部・教授  
研究者番号：90388687

##### (2) 研究分担者

中村 幸子 (NAKAMURA SACHIKO)  
愛知学院大学・文学部・准教授  
研究者番号：50513248